

大阪市条例第72号

大阪市旅館業法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

大阪市旅館業法の施行等に関する条例（平成15年大阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(<u>法第5条第1項第4号</u> の条例で定める事由) 第10条 <u>法第5条第1項第4号</u> の条例で定める事由は、 <u>同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合のほか</u> 、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。	(<u>法第5条第3号</u> の条例で定める事由) 第10条 <u>法第5条第3号</u> の条例で定める事由は、 <u>同条第1号又は第2号に該当する場合のほか</u> 、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められることとする。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。